

Ⅱ-⑨ 令和5年度 荷主・物流事業者向け支援事業 募集実施要領(個別)

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、阪神港におけるコンテナ貨物取扱個数の増大および外航定期コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

i 【新規・増加貨物事業】

令和5年1月以降に新たに阪神港を利用して輸出入を行う事業を開始する場合、もしくは阪神港を利用して輸出入を行っている事業のうち、貨物量が増加する以下の事業

(ただし、令和5年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。)

① [転換事業]

令和5年1月以降に、国内他港を利用していたコンテナ貨物を新たに阪神港利用に転換する事業

② [新規事業]

令和5年1月以降に、新たに阪神港利用でコンテナ貨物の輸出入を行う事業

③ [増加事業] (個別増加事業-1)

過去、当社事業(※2)に申請し、平成26年度以降に阪神港利用に転換または新規に輸出入を行ったコンテナ貨物であって、令和5年度の輸送貨物量が、平成26年度から令和4年度の9年間における輸送実績のうち最も高い年度の実績と比べて増加が見込まれる事業

④ [増加事業] (個別増加事業-2)

令和4年度中に阪神港利用に転換または新規に輸出入を行ったコンテナ貨物であって、令和5年度の輸送貨物量が令和4年度と比べて増加が見込まれる事業

⑤ [増加事業] (総量増加事業)

当社が実荷主(※3)として確認できた事業者であって、その事業者が取扱うコンテナ貨物(※4)の総量のうち、阪神港を経由する貨物について、昨年度に比して増加が見込まれる事業。

※1 ただし、仕出地、仕向地が韓国の港である貨物または、韓国の港でトランシップされる貨物は事業対象外です。

※2 平成26～31年度阪神港陸上輸送等貨物誘致事業、令和2年度陸上貨物誘致事業、令和3～4年度荷主・物流事業者向け支援事業を指します。

※3 ⑤[増加事業] (総量増加事業)において、「実荷主」はメーカー等に加え、自社で本船スペースを確保の上、混載輸送サービスを提供する混載事業者(※4)を表します。(フォワーダー、NVOCCは含みません。)

※4 混載事業者が取扱う貨物の場合、LCL 貨物のみ対象となります。(FCL 貨物は対象外となります。)

ii 【モーダルシフト事業】

令和5年1月以降に貨物自動車による陸上輸送等から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ輸送モードの転換を実施することにより、CO2 排出量を削減し、阪神港で輸出入する以下の事業。(ただし、令和5年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。)

転換前 ※阪神港の利用有無を問わない。

- ・外貨貨物の国内輸送において貨物自動車により陸上輸送していた事業 等

転換後 ※阪神港を利用する場合に限る。

- ・阪神港を利用して輸出入を行い、国内輸送において船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・阪神港を利用して輸出入を行い、国内輸送において鉄道により陸上輸送する事業

iii 【コンテナラウンドユース事業】

阪神港で輸出入する外貨コンテナ貨物の国内輸送について、令和5年1月以降に空コンテナの輸送を効率化するためコンテナラウンドユースを実施し、CO2 排出量を削減する以下の事業。

(ただし、令和5年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。)

※令和4年12月以前より阪神港を利用して輸出入を行っている貨物も対象となります。

実施前 ※阪神港の利用有無を問わない。

- ・コンテナターミナルから搬出した輸入実入りコンテナをデバンニング後、空コンテナをバンプールに返却していた事業
- ・バンプールから空コンテナを引取り、バンニングし輸出実入りコンテナをコンテナターミナルに搬入、輸出していた事業

実施後 ※阪神港を利用する場合に限る。

- ・阪神港での輸出入に関して、インランドコンテナデポを介して空コンテナの返却若しくは引取を行う事業又は実荷主間でコンテナラウンドユースを実施する事業

当事業の対象は阪神港で外国貿易船に積み卸しされる実入りコンテナのみとします。(iii コンテナラウンドユース事業を除く) また、委託対象となる貨物で阪神港での輸出入が年間 20TEU 以上の取扱いが見込まれる事業とします。

委託事業終了後から1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

同一貨物において、i と ii、i と iii 各事業間で双方への事業申請が可能です。

なお、ii モーダルシフト事業、iii コンテナラウンドユース事業の転換事例は P6～P8 の参考をご覧ください

さい。

(2) 委託対象者

i 【新規・増加貨物事業】、ii 【モーダルシフト事業】

コンテナ貨物の「輸送依頼者」と「輸送事業者」による共同提案を条件とします。

「輸送依頼者」：輸送事業者にコンテナ輸送を依頼した者

(例)・実荷主(i ⑤[増加事業] (総量増加事業) を実施する混載事業者も含む)、
・フォワーダー

「輸送事業者」：輸送依頼者からコンテナ輸送を受託し、コンテナ輸送を主体的に行う者

(例)フォワーダー

※輸送事業者は、法令に基づいた輸送事業等にかかる免許・資格を有する事

※「輸送依頼者」と「輸送事業者」は共同で責任を持って事業計画提案書を策定し、貨物の内容やその量、輸送計画について相互に合意されていなければなりません。

iii 【コンテナラウンドユース事業】

㊦ コンテナ貨物の輸出を行う実荷主

コンテナ貨物の輸入を行う実荷主 からの単独提案

㊧ 陸上貨物運送事業者からの単独提案

同一貨物について、㊦、㊧双方の事業者から申請があった場合においても、事業対象となります。

なお、i ①～④、ii、iiiの事業において、「実荷主」はメーカー等を表し、フォワーダー・NVOCC は含みません。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、下記を目安となる単価をもとに決定します。

○目安となる単価

i 【新規・増加貨物事業】 ①に該当する事業 1TEU あたり 10,000 円

②～⑤に該当する事業 1TEU あたり 5,000 円

この他、以下のいずれかに該当の場合、基本単価を 1TEU あたり 5,000 円増額します。(複数該当する場合でも増額は 5,000 円のみとします。)

- ・リーファーコンテナを利用して農林水産物・食品等を国内から阪神港へ集貨、輸出する事業
(1 TEU より申請が可能)
- ・本州日本海側の港と阪神港との間で内航フィーダーを利用し、阪神港で輸出入する事業
- ・転換前に韓国の港でトランシップされていた事業

ii 【モーダルシフト事業】 1 TEU あたり 5,000 円

iii 【コンテナラウンドユース事業】

㊦輸出を行う実荷主又は輸入を行う実荷主 1 TEU あたり 2,500 円

㊧陸上貨物運送事業者 1 TEU あたり 5,000 円

※iii-④で申請する場合の目安となる単価は、阪神港とデバンニング・バンニング拠点との区間において往路復路共に実入りコンテナを輸送する事業、それら1往復（1ラウンド）に対して、1TEUあたり5,000円とします。

ただし、年間事業実績が20TEU（リーファーコンテナを利用して食品等を輸出する事業は1TEU）に満たない場合、または委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ませんので、ご留意下さい。

また、業務委託料の対象となる貨物量の上限は下記の通りとします。

○業務委託料の上限となる貨物量

i-①、i-②に該当する事業	上限：2,000TEU
i-③、i-④、i-⑤に該当する事業	上限：1,000TEU
ii、iiiに該当する事業	上限：1,000TEU

(4) 提出書類

・事業計画の提案時

- ① 事業計画提案書（様式1⑨荷主・物流事業者向け支援事業）
- ② 提案事業者の会社概要（様式2共通）
- ③ 当社指定様式による確認書等
 - i-① [転換事業] 国内他港からの転換貨物に関する確認書
 - i-② [新規事業] 新規貨物に関する確認書
 - i-③～⑤[増加事業] 増加貨物に関する確認
- ④その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

※CO2 排出量は経済産業省・国土交通省により作成された「ロジスティクス分野におけるCO2 排出量算定方法共同ガイドライン」に基づき算出すること。

（参考 従来トンキロ法：輸送貨物量(t)×距離(km)×排出原単位/1,000,000）

なお、排出原単位は基本的に以下の通りとする。

航空：1,490 営業用貨物車：225 船舶：41 鉄道：18

・月次報告時

- ① 貨物の取扱実績を確認できる月報
- ② その他貨物の取扱実績の確認のため当社が必要と認める資料
 - (例) i 【新規・増加貨物事業】対象のコンテナが阪神港で輸出入されたことが分かる資料（BL等）
 - ii 【モーダルシフト事業】輸送形態転換後の手段で輸送されたことが分かる資料（フェリー、内航船社、鉄道事業者等からの請求書等）
 - iii 【コンテナラウンドユース事業】コンテナがラウンドユースされていることが分かる資料（船社HP等でトラッキングしたURL、ドレージ事業者からの請求書等）

・事業完了時

- ① 事業実績報告書（様式 3⑨荷主・物流事業者向け支援事業）
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅱ)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

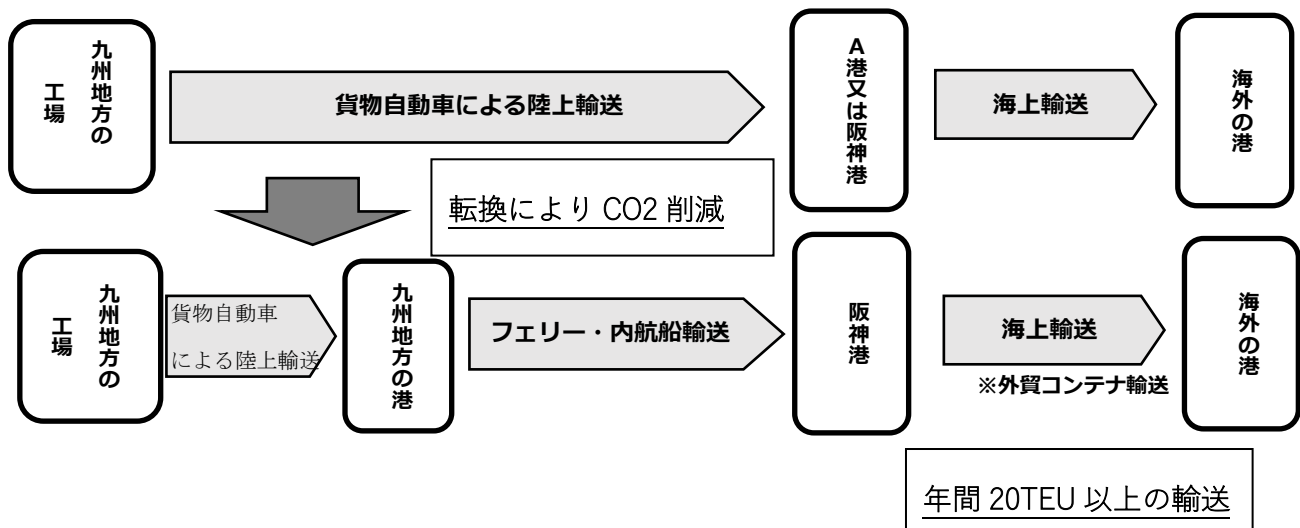
営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

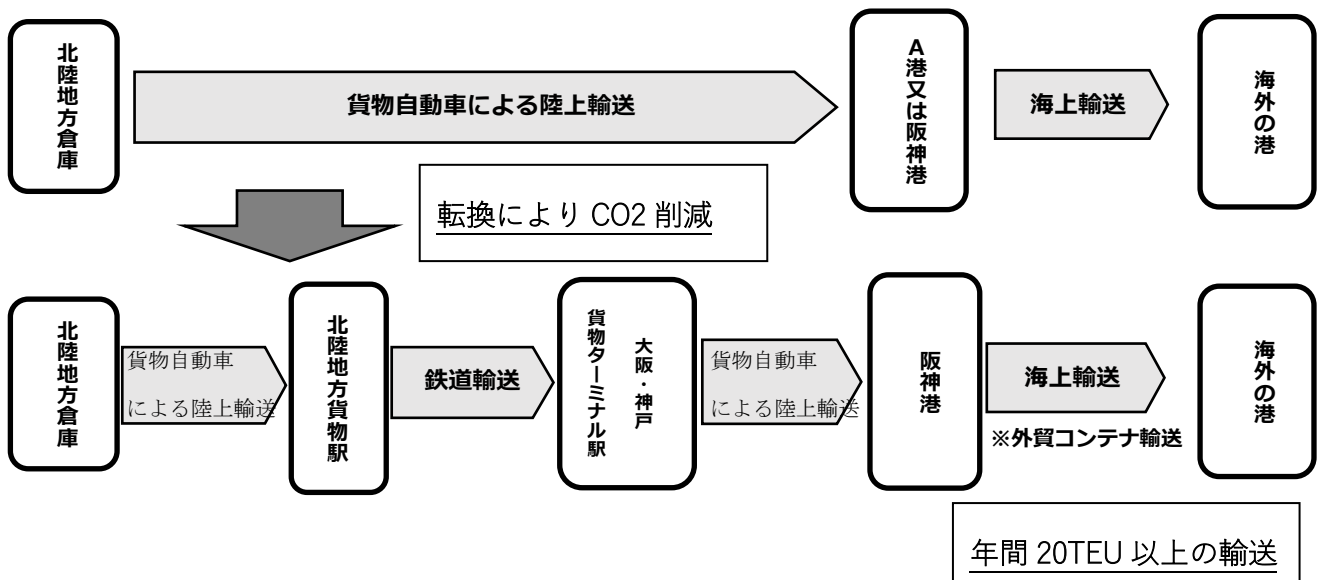
E-mail senryaku@hanshinport.co.jp

① <参考> ii モーダルシフト事業の例 ※輸出、輸入どちらも対象です。

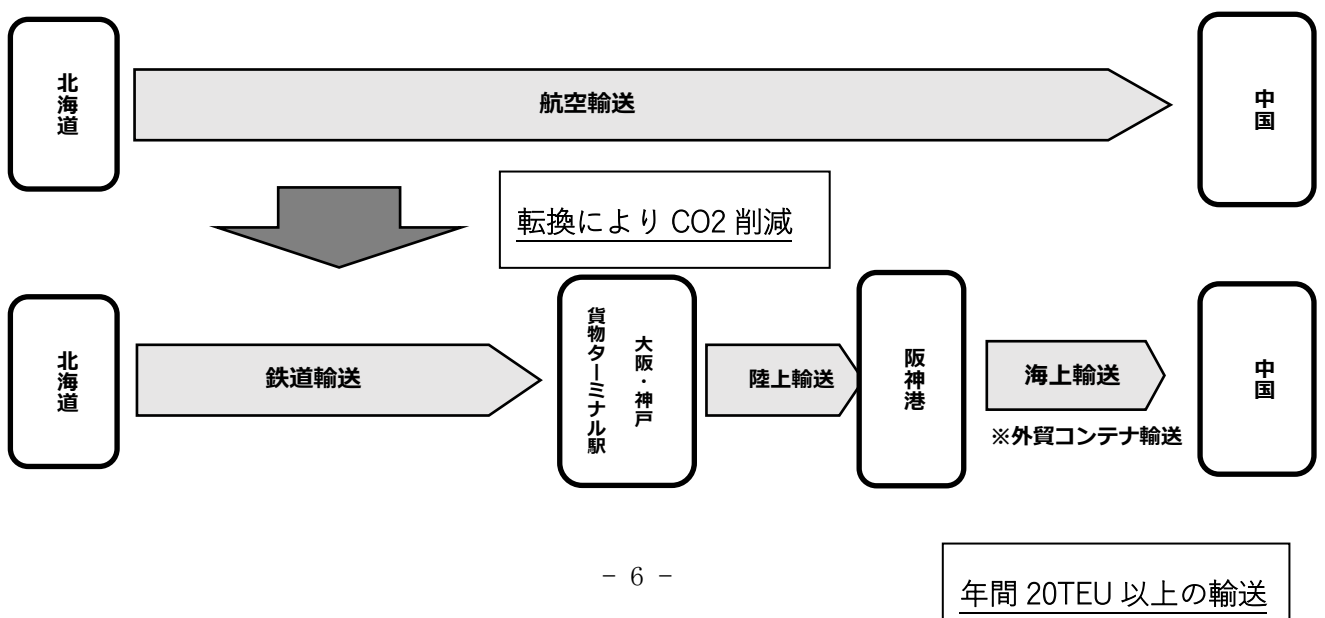
フェリー・内航船を利用する例



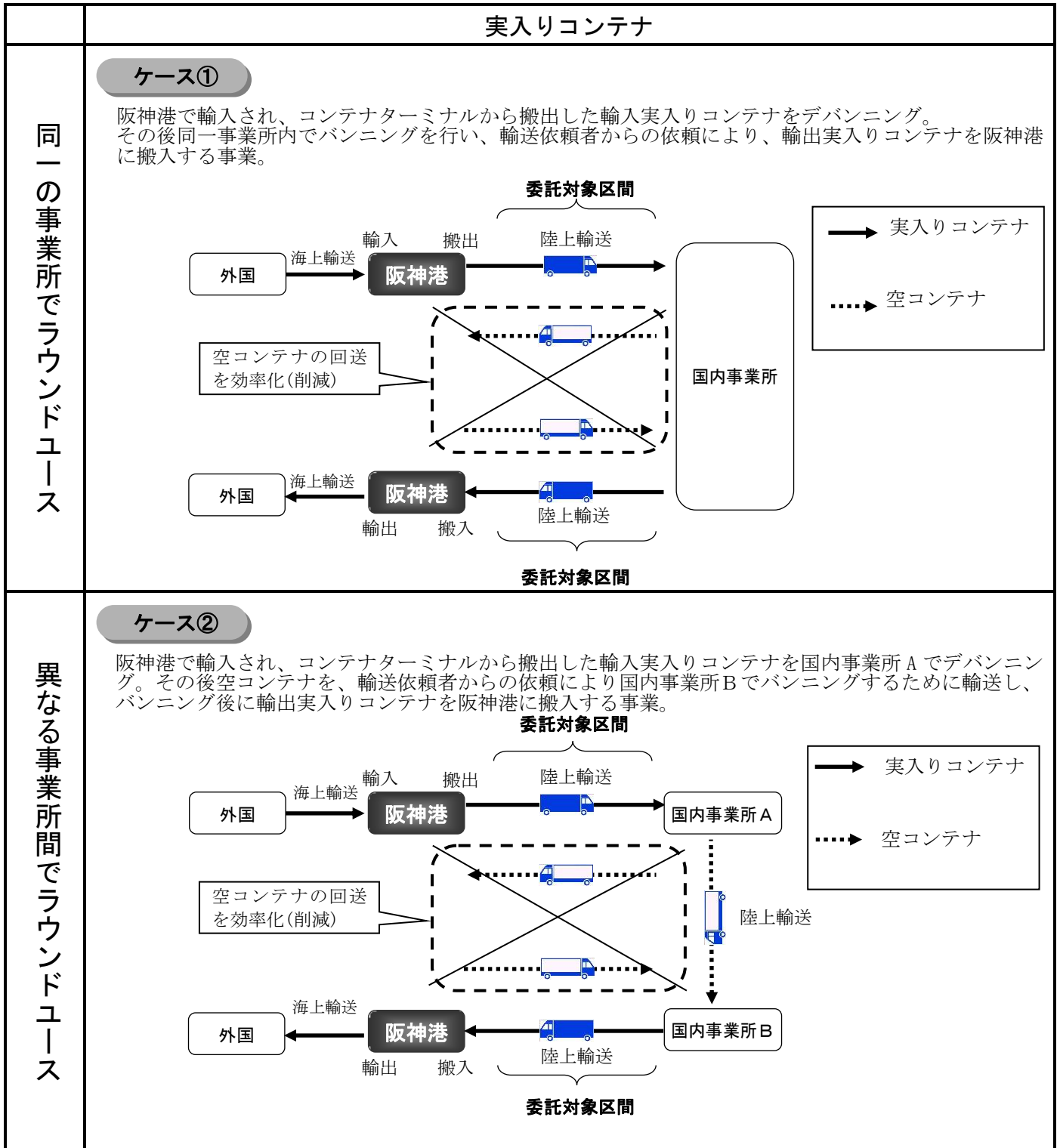
鉄道輸送を利用する例①



鉄道輸送を利用する例②



② <参考> iii コンテナラウンドユース事業の例



実入りコンテナ（インランドコンテナデポ搬出入分は空コンテナ）

ケース③

阪神港で輸入され、コンテナターミナルから搬出した輸入実入りコンテナを国内事業所 A でデバンニング。その後、空コンテナをインランドコンテナデポに輸送する事業。
 または、インランドコンテナデポから搬出した空コンテナを国内事業所 B でバンニングするために輸送し、バンニング後に輸出実入りコンテナを阪神港に搬入する事業。

インランドコンテナデポを利用したラウンドユース

